

別表 [F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト クラウド接続サービス f o r V C C]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域E t h e r n e t ネットワーク、専用の閉域I P ネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト 基本サービス」または「F E N I C S マネージドS D - W A N サービス」（以下あわせて「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。ただし、基本サービスにてL 2 ネットワークの提供に関する契約がなされている場合、「I P 接続ゲートウェイサービス」の契約が別途必要となります。また、甲は、乙の提供する「仮想デスクトップサービス V C C」（以下、総称して「V C C」）の利用権限を取得し、本ネットワークサービスを利用するために必要な設定を甲の責任と費用負担にて実施するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするためにF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が利用するV C C と甲専用の仮想的閉域I P ネットワークを接続するための電気通信回線を本ネットワークサービスとして提供します。

品 目	内 容
1 0 0 M b p s ベストエフォート	最大1 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
1 G b p s ベストエフォート	最大1 G b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、アクセス回線区間における障害対応は対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月2 0 日締めとし、前月2 1 日から当月2 0 日とします。

1 0. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
B M L C クラウド接続 f o r V C C 初期費	N S 2 8 3 3 0 X S		従量料金制（一括払）	式
B M L C クラウド接続 f o r V C C 利用料 1 0 0 M ベストエフォート（東）	N S 2 8 3 3 1 X G	最大1 0 0 M b p s	従量料金制（月額払）	式
B M L C クラウド接続 f o r V C C 利用料 1 G ベストエフォート（東）	N S 2 8 3 3 2 X G	最大1 G b p s	従量料金制（月額払）	式

[変更内容]

(2 0 1 8 年 9 月 2 0 日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
I P	I n t e r n e t P r o t o c o l
M b p s	m e g a b i t s p e r s e c o n d
G b p s	g i g a b i t s p e r s e c o n d

以 上